令和８年（ヒ）第１００３号
広島市中区本川町３丁目１番５号
清算株式会社　ｉｒｏｎｉｃ株式会社
代表清算人　奥原誠次郎
１　決定年月日　令和８年３月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０７８号
東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ＮＫ管財株式会社
１　決定年月日　令和８年３月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０号
岡山県備前市西片上1293番地
清算株式会社　株式会社ＦＵＤ
１　決定年月日　令和８年３月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０２７号
東京都渋谷区神山町31番５―202号
清算株式会社　クイックエクスペリエンス株式会社
代表清算人　和田　千弘
１　決定年月日　令和８年３月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者が有する協定債権のうち元本に相当する額に按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てるものとする。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務の免除をする。
３　本協定における弁済は、各協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
４　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額に按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てるものとする。この場合においては、本件協定債権者が第２項の規定に基づいて行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第２号
兵庫県姫路市飾磨区中島3126番地の１
清算株式会社　日光テクニカ株式会社
１　決定年月日　令和８年３月27日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が有する協定債権の元金の0.027％の金員（１円未満を四捨五入）を、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に弁済し、各協定債権者は、この弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権に対応する債務の総額（元金、利息および損害金）から各弁済額を控除した残額につき、全部免除する。
２　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元金の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
３　前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。
以上
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（ヒ）第１００１号
広島市東区牛田新町３丁目11番38―205号
清算株式会社　坂本株式会社
代表清算人　坂本　　秋
１　決定年月日　令和８年３月27日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可が確定した日をもって、清算株式会社が負う別紙１「債権額一覧表」記載の債務（基準日以後の損害金等一切を含む）の全てを免除する。
２　特別清算開始決定日以降、特別清算終結時までに清算株式会社が受け取る預金利息の合計額は、清算事務に必要な経費に充当して支払い、第１項の弁済資産としない。
３　本協定が確定した後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、全債権者に対し、当該財産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙２「非保全債権額一覧表」記載の債権の割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、債権者が第１項により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
広島地方裁判所民事第４部

保全管理命令

管理命令取消

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始